第１章

東京水道施設整備
マスタープラン策定の目的等

第１章　東京水道施設整備マスタープラン策定の目的等

１－１　策定の目的

都の水道事業は、人口減少、集中的に整備してきた浄水場の更新、地震や火山噴火等の自然災害、気候変動の影響など、課題やリスクを抱えており、柔軟かつ適切な対応が求められています。

「東京水道施設整備マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）は、こうした課題やリスクに対し、将来にわたり安全で高品質な水を安定的に供給する強靭かつ持続可能な水道システムを構築するため、施設整備の基本計画として、中長期的な方向性を明らかにするとともに、各施策の具体的な取組内容を示すものです。

１－２　位置付け等

東京都水道局（以下「水道局」という。）では、これまでも、おおむね四半世紀を見据え、水道事業全般にわたる施策の方向性を示した「東京水道長期構想 STEP Ⅱ」（平成 18（2006）年 11 月）や、50 年、100 年先を見据えた施設の再構築に関する考え方をまとめた「東京水道再構築基本構想」（平成 24（2012）年３月）において、水道のあるべき姿を示してきました。

さらに、東京水道の将来像と、その実現に向けた取組の方向性や、2040 年代までのおおむね 20 年間の事業運営全般に関する基本的な方針となる「東京水道長期戦略構想 2020」を令和２年７月に策定しました。この構想の考え方などを踏まえて、具体的な取組と 10 年後の整備目標を定めたものが、令和３年３月に策定したマスタープランであり、令和 12 年度までの施設整備の基本計画と位置付けていました。

今回、令和３年３月の策定から５年が経過し、その間に都の水道事業を取り巻く環境変化や新たな課題が生じたため、施設整備の考え方や取組を改めて検証し、内容の一部を改定しました。改定に際しては、外部有識者で構成する東京都水道事業運営戦略検討会議（施設整備に関する専門部会を含む。）などで議論を行い、その結果を反映しています。

マスタープランの対象範囲は、水源施設から給水装置（貯水槽水道を含む。）までとし、「東京都水道局震災対策事業計画」を兼ねます。

１－３　計画期間及び事業規模

令和８年度から令和 17 年度までの 10 年間とし、事業規模は毎年度約 2,300 億円を見込んでいます。

ただし、今後の都の水道事業を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じて、その都度柔軟な対応をとることとします。